

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
89	交通局	誤発券した1日券の管理を適正に行うべきもの	2-エ	-	料金機には、1日券(500円、700円)を発行する機能がある。 局が定めている一般乗合自動車の運賃及び乗車券取扱要領によると、1日券を誤発券した場合、自動車営業所に当該1日券を持ち帰り、返金ボタン使用の証拠とすべきところ、江東自動車営業所では、誤発券した1日券を他の乗客に販売した事例が2例認められた。 このことは、返金ボタン使用の妥当性を検証できなくなるものであり、適正でない。 所は、誤発券した1日券の管理を適正に行われたい。	自動車部は、乗務員が1日券を誤発券した場合は所に必ず持ち帰ることを指示した事務連絡を平成29年7月14日付けで各営業所・支所に発出し、乗務員及び所の職員に対する周知徹底を指示した。 これを受け、江東自動車営業所では、乗務員及び所の職員に対して、部が新たに作成した注意喚起のチラシを掲示し、回覧して周知徹底を図った。【2-エ】
90	交通局	簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの	1-エ	2-エ	自動車営業所には、料金管理及び整備上の必要により、料金箱を手動開錠できる簡易開錠機が設置されている。 ところで、簡易開錠機の使用管理状況を見たところ、簡易開錠機の使用記録の体制が整えられていないことが認められた。 料金箱の手動開錠は、自動施錠により運賃収入の適正性を確保し現金取扱いに係る事故防止を図る仕組みに対する例外であるにもかかわらず、所を統括する自動車部は簡易開錠機の取扱いについて定めを設けておらず、所の任意の判断による運用に取扱いを委ねていることは適切でない。 部は、簡易開錠機の取扱いについて定められたい。	自動車部は、料金機用金庫処理マニュアルを作成し、営業所・支所の職員が簡易開錠機を使用するに当たって、新たに作成した簡易開錠機使用簿に使用者、使用事由等、必要事項を記入の上、当日の運輸責任者の確認と押印を受けることとした。【1-エ】 また、このマニュアルについて、平成29年10月6日の事業所長会で周知徹底を図った。【2-エ】
91	交通局	「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの	2-イ	2-ウ	電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務等を委託する契約を特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行監督を行っている。 このうち、「定期点検・清掃」については、作業終了後に作業報告書を提出することを仕様書に定めているが、「異常時修理」については、作業報告書の提出を仕様書で定めていないことが認められた。 また、所も受託者への「異常時修理」作業依頼を作成していないため、監査日現在、修理依頼、修理日時、修理内容等を確認できず、適切でない。 部は、「異常時修理」時には所に作業依頼書を作成させるとともに、受託者からも作業報告書を提出させられたい。	電車部は、現保守委託契約において受託者と協議書を取り交わし、平成29年9月1日から「定期点検・清掃」同様、「異常時修理」時にも作業依頼内容の記載のある作業報告書の提出を受けるよう改めた。【2-イ】 また、部は平成29年9月1日付文書により所に通知し、所は「異常時修理」に当たっては作業依頼書を作成するよう改めた。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
92	交通局	自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの	1-エ	2-エ	電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務等を委託する契約を特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行監督を行っている。 料金機について発生した硬貨詰まりなどの故障について、受託者が行った修理作業を見たところ、以下の2点が認められた。 ①修理作業時に受託者が料金機から取り除いた詰まり金の金額を受託者に報告させていないため、所が詰まり金を受け取ったことが確認できない。 ②受託者が作業を行う際は、原則、職員が料金機内のつり銭等の現金を全部回収することとし、回収不能の際には職員が立ち会うこととしている。しかしながら、その際の職員による立会いが確認できない。 部は、料金機の修理作業時における詰まり金やつり銭等の現金の取扱いを明確に定められたい。 所は、料金機の修理作業時における現金の取扱いを適切に行われたい。	電車部は、「料金機保守作業依頼時の取扱」を定め、料金機修理作業時における現金の取扱い及び営業所職員の立会い等について文書により明確化するとともに、取扱内容を作業報告書に追記する運用に改めた。【1-エ】 上記の取扱いについて、部は平成29年9月1日付文書により所に通知し、所は、当該通知の掲示・回覧により料金機修理作業時における営業所職員の現金取扱や立会い等について作業報告書への記録を周知徹底した。【2-エ】
93	交通局	契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの	2-ウ	-	仕様書では、異常時修理のうち、IC共通化ユニットの工場持込み修理は、本契約の対象外であるとしているため、別途、荒川電車営業所が受託者と特命随意契約を結び修理を行っている。 しかしながら、これらの修理契約について、以下の2点が認められた。 ①別途修理を行わなければならないことを確認できる書類は存在せず、所は、修理の必要性を書面で確認しないまま契約書を行っている。 ②機器ごとに修理金額が異なっているが、見積りの内訳書がないため、その妥当性が確認できない。 所は、契約時に、修理の理由や内容等を確認し、受託者からその内容に沿った見積りの内訳書を提出させられたい。	電車部は、現保守委託契約において受託者と協議書を取り交わし、平成29年9月1日から「異常時修理」においてIC共通化ユニットの故障が判明した場合は、受託者が所に対して修理の必要性を書面で報告するよう改めた。 また、所は、平成29年9月1日付電車部事務連絡を受けて、別途契約に当たっては受託者に内訳書を提出させるとともに修理内容と費用の妥当性を確認するよう改めた。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
94	交通局	制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	2-エ	2-ウ	<p>資産運用部は、局職員へ貸与する制服購入を、単価契約で行っている。単価契約は原則として、予定数量を上限として単価をもって相手方と契約を結ぶものである。</p> <p>これらの契約について見たところ、監査日現在、以下のとおり適正でない事例が見受けられた。</p> <p>①局は、単価契約について、予算措置がなされていることを前提に予定数量超過について受注者と協議の上、契約変更により対応できることを定めており、これらの契約でも、予定数量を超える場合は受注者と協議する旨を仕様書に定めている。</p> <p>しかしながら、男性接客服上衣など6点の制服について、予定数量を超過しているにもかかわらず、当初の契約に基づき納品させていた。</p> <p>②部は、購入した制服に使用されている生地が仕様書で定められた規格のものであることを証明させるため、生地製作会社からの出荷証明書を提出するよう求めている。</p> <p>しかしながら、出荷証明書には当初の納入予定数量が記載されており、超過数量分の制服の生地については仕様を満たしていることが証明されていない状態となっていた。</p> <p>部は、制服購入に係る契約事務を適正に行われたい。</p>	<p>資産運用部は、発注の都度、執行状況を確認できるチェックリストを新たに作成し、制服の予定数量と発注数量の確認を確実に行うこととした。【2-ウ】</p> <p>また、あわせて、物品等の単価契約における予定数量変更時の取扱いについて、平成29年9月5日付けの文書にて各部に通知し、周知徹底した。【2-エ】</p>
95	水道局	事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>局は、単価契約により私道内給水管整備工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。</p> <p>給水部が各支所に示している事務手続を見たところ、発注書（施工通知書）の交付前に、受注者に私道内事前調査・給水管設計・配水管設計を実施させるものとなっている。</p> <p>部は、事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定められたい。</p>	<p>給水部は、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、事前調査や設計を含む全ての発注指示を行う際には、施工通知書を交付するよう定めた。【1-エ】</p> <p>また、平成29年3月17日の系列課長代理会議、同年4月6日の担当者向け説明会及び同月12日の受注者向け説明会において、事務取扱手続に定めた適正な発注手続について、周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
96	水道局	個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの	2-イ	2-ア 2-エ	<p>局は、単価契約により私道内給水管整備工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。</p> <p>仕様書において個人情報の取扱いについて見たところ、個人情報記載された貸与資料の複写・複製の禁止や返還の定め等はあるものの、通達に基づく具体的な定めを設けていないことが認められた。</p> <p>私道内給水管整備工事においては、氏名、お客さま番号、給水管の引込状況、布設承諾の有無等の個人情報を、受注者が直接取得し、事前調査から施工完了までの間取り扱うことから、慎重を期す必要がある。</p> <p>部は、単価契約における個人情報の取扱いについて、通達に基づき具体的な定めを設けられたい。</p>	<p>給水部は、平成29年度の契約において、特記仕様書に個人情報に関する具体的な事項を明記した上で、契約を締結した。【2-イ】</p> <p>また、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、情報の貸与・返却時に管理表を用いて、都度確認を行うよう定めた。【2-ア】</p> <p>給水部は、平成29年3月17日の系列課長代理会議、同年4月6日の担当者向け説明会及び同月12日の受注者向け説明会において、個人情報の取扱いについて、周知徹底を行った。【2-エ】</p>
97	水道局	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>局は、単価契約により漏水修理工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。</p> <p>ところで、給水部が支所に示している事務手続を見たところ、発注書の交付に際して、支所において給水課長決定等の組織決定を行うことを求めているものとなっている。</p> <p>部は、事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定められたい。</p>	<p>給水部は、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、受注者への発注の際に使用する「修理カード(1)着手日指定通知書」について、決裁欄を設け、発注書交付前に組織決定を行うよう定めた。【1-エ】</p> <p>また、平成29年3月17日の系列課長代理会議及び同年4月6日の担当者向け説明会において、発注書交付前の組織決定について、周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
98	水道局	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの	2-ア	1-エ 2-エ	<p>各営業所では、東京都下水道条例及び局が定める営業事務取扱手続に基づき、医療施設の下水道料金について減額を行っている。減額対象の「医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定められた「病院（病床数20以上）」（国・地方公共団体が経営するものを除く。）をいう。</p> <p>ところで、墨田営業所及び江戸川営業所における当該料金減額について見たところ、病床数が減ったことにより対象外となった施設に対しても料金減額を行っており、適正でない。</p> <p>これは、両所が、当該施設の使用水量が同種の施設と比べ少ないにもかかわらず、病床数等の現状を再確認せず、減額を継続していたことによるものである。また、サービス推進部が定めた取扱手続に、初回の減額の調査については定めがあるものの、以降の取扱いについては明確な定めがないことにも原因がある。</p> <p>両所は、医療施設の料金減額を適正に行われたい。</p> <p>部は、継続して減額する際の調査基準を定めるなど、再発防止策を検討されたい。</p>	<p>墨田営業所は、平成29年2月27日に適用解除処理を行い、過去に減額した料金について、請求を行い収入している。</p> <p>また、江戸川営業所は、平成29年2月3日に適用解除処理を行い、同様に請求を行い収入している。【1-エ】</p> <p>サービス推進部は、平成29年3月8日に庶務営業課長代理会を開催し、監査指摘事例を示して再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>医療施設として減額している対象全件（428件）について、平成29年3月に調査を実施した。その結果、14件の誤適用が判明し是正した。【2-エ】</p> <p>また、初回の減額の調査以降の取扱いとして、毎年9月に発行される減免適用者リストをもとに営業所が医療機関名簿との突合を行い、減額の適用に疑義のある施設はサービス推進部が福祉保健局へ照会を行うことと定めた。</p> <p>さらに、減額適用に対するお客さまへの注意喚起として、減額申請書に「医療法第1条の5第1項に規定する病院に該当しなくなった場合は、必ずご連絡ください」との文言を追加した（平成29年8月3日通知）。【2-ア】</p>
99	水道局	未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>水道料金の徴収整理について、局が定める営業事務取扱手続によれば、営業所がサービス推進部に徴収依頼したもののについて、所在不明などで所に返却された場合は、徴収停止処理を行うこととなっている。</p> <p>ところで、港営業所の水道料金徴収整理状況を見たところ、監査日現在、徴収停止を行っていない事例が認められた。</p> <p>所は、未収金の徴収停止手続を適切に行われたい。</p>	<p>港営業所は、徴収停止を行っていなかった案件について、再調査を行った上で、平成29年2月28日に徴収停止を行った。【1-エ】</p> <p>サービス推進部は、平成29年2月21日から同年3月10日までに開催した収納課長代理会（系列3回、幹事会1回）で、「時効欠損対象一覧リスト」を活用し、未収金の徴収停止手続を適切に行うよう指示するとともに、同様の案件がないことを確認するため、調査を依頼した。</p> <p>その結果、同様の事例がないことを確認した。</p> <p>さらに、平成29年5月18日から同年7月27日までの営業所への訪問指導において、「時効欠損対象一覧リスト」の活用の徹底を指導した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
100	水道局	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの	2-エ	-	<p>局では、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的として、工事記録写真撮影要綱を定めている。また、各工事の受注者は、要綱に基づき作成した工事写真撮影計画を局の工事担当に事前提出し、計画に則して工事記録写真を撮影することとしている。</p> <p>ところで、東部第二支所において、契約の履行状況を見たところ、要綱の定めを満たしていない事項が認められた。所は、施工状況の記録である工事記録写真の不備について、受注者に指導を行っておらず適切ではない。</p> <p>所は、工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底されたい。</p>	<p>給水部は、平成29年3月14日及び同年4月20日に開催した工事担当の課長代理会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影指導の徹底について、各支所及び監理団体へ周知した。</p> <p>東部第二支所は、平成29年2月20日に開催した各受注者を対象とした工事安全会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影の徹底について指導した。また、平成29年2月22日に開催した工事監督員会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影指導の徹底並びに再発防止について周知した。【2-エ】</p>
101	水道局	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの	2-エ	2-ウ	<p>局が定めた配水管工事標準仕様書によると、受注者は社会保険等の加入が義務付けられており、請負金額が2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済掛金取納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出することと定めている。</p> <p>ところで、南部支所が行った工事について見たところ、建設業退職金共済掛金取納書の提出が遅れている事例があり、適切でない。</p> <p>所は、仕様書に定めた書類を適切に提出させられたい。</p>	<p>給水部は、平成29年3月14日及び同年4月20日に開催した工事担当の課長代理会議において、指摘事項の報告及び受注者からの提出書類管理の徹底について、各支所及び監理団体へ周知した。【2-エ】</p> <p>また、監督員が利用している「書類チェックリスト」に確認の漏れがないよう注意事項を追記し、平成29年8月15日に各支所へ周知した。【2-ウ】</p> <p>南部支所は、平成29年2月14日に開催した工事監督員会議において、指摘事項の報告及び受注者からの提出書類管理の徹底並びに再発防止について周知した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
102	水道局	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの	1-エ	2-ア 2-エ	<p>水質センターでは、水質検査のために塩酸や硫酸などの毒物及び劇物取締法の対象となる薬品を使用している。</p> <p>旧厚生省の通知では、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、取扱いや点検方法などの基本的事項を毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）に記載しなければならず、更にそれを実施するために必要な細則を定めるとされている。</p> <p>これを受け、浄水部では、通知等に基づき手引を定めて、センター等の水質検査部門がある事業所に対し、毒物及び劇物等の管理などについて指導を行っている。</p> <p>ところで、センターの規定である薬品管理規程を見たところ、基本的事項について記載はあり、取組は実際に行われているものの、具体的手順等を示した細則が一部記載されていないことが認められた。</p> <p>センターは、規程を改正し、細則を定められたい。部は、細則を定めるよう、センターに対し指導及び周知の徹底をさせたい。</p>	<p>浄水部は、水質センターに対し記載されていない細則を記載するよう指導した。</p> <p>水質センターは、これを受け、薬品管理規程を平成29年3月3日付けで改定し、記載されていたなかった設備等の点検及び補修、応急措置並びに教育及び訓練に係る細則を記載した。【1-エ】</p> <p>浄水部は、関係事業所に対し毒物劇物危害防止規定に記載すべき事項を記載するよう、平成29年3月8日付けの文書にて通知した。その結果、全ての事業所において、定めるべき全ての細則が定められたことを確認した。【2-ア】</p> <p>さらに、毒物劇物の管理を徹底するよう平成29年3月24日の水質課長代理会及び同年4月24日の浄水系列課長会にて周知を行った。【2-エ】</p>
103	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	故障への対応作業を迅速に行うべきもの	2-エ	-	<p>管路施設維持管理マニュアルでは、住民等からの通報により、管路施設の故障等を確認した場合、即日現場対応を原則とし、迅速に処理することが定められている。</p> <p>ところで、南部下水道事務所管の目黒出張所は、平成28年4月5日、人孔の鉄蓋と歩道の段差解消のために設置された鉄板が浮き上がっているとの通報を道路管理者から受けた。本件に対し、受託者は、路面用テーパー等により応急措置は行ったが、同年11月10日に補修工事が行われるまで7か月以上経過しており、適切でない。</p> <p>また、作業が遅れたことは、所が、業務履歴検索システムにより、受託者の業務実施状況を確認すれば、応急措置以後、補修工事が速やかに行われていないことが把握できるにもかかわらず、この確認を十分に行っていないことにも原因がある。</p> <p>受託者は、故障への対応作業を迅速に行われたい。所は、受託者の業務実施状況を確認し、必要な指示を行われたい。</p>	<p>施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、応急措置を行った案件については、速やかに処理するよう周知徹底を図った。</p> <p>また、全下水道事務所に対して、毎月の業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に、「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に適切な処理が図られたか確認するよう周知徹底を図った。</p> <p>所は、平成29年3月16日及び同年4月20日の課内会議において、業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に、「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に適切な処理が図られたか確認するよう周知徹底を図った。</p> <p>会社は、平成29年4月24日の平成29年度第1回事業所長会において、下水道施設復旧対応状況を業務履歴検索システムへ入力する際の「応急措置」や「補修完了」等の入力定義を再確認した。</p> <p>また、毎月の業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に必要な措置が図られたか確認するよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
104	下水道局	緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの	2-イ	2-エ	<p>南部下水道事務所の「管きよ維持補修工事委託」契約において、平成28年4月及び5月に所が行った135件の施工通知を見たところ、全件について、所が記載欄を独自に設け、本来通知の後に選任されるべき施工会社を記載していることが認められた。</p> <p>このことについて、所は、緊急を要する場合、所が口頭により指示できる旨を特記仕様書に規定しており、当該条項に基づいて行ったとしている。</p> <p>しかしながら、緊急を要することを示す書類を作成・保管していないことから、所が、上記135件を特記仕様書に記載の手順に従って事務を行ったか確認できない状況となっている。</p> <p>所は、「管きよ維持補修工事委託」契約の事務について、仕様書の規定に基づいて手続を行うとともに、緊急を要する場合に口頭で指示を行った際には、緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成し、保管するなど、事務を適切に行われたい。</p>	<p>施設管理部は、平成29年4月19日に下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、平成29年度の管きよ維持補修工事特記仕様書の施工通知書様式に統一するよう周知した。</p> <p>所は、平成29年4月20日の課内会議において、平成29年度の管きよ維持補修工事特記仕様書の施工通知書様式を使用するよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>部は、平成29年9月1日に、同月4日以降より口頭指示で緊急施工を実施する場合の理由について、施工通知書の特記事項に記載していくことを下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【2-イ】</p>
105	下水道局	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの	2-エ	-	<p>西部第一下水道事務所において、他企業工事立会業務の実施状況を見たところ、同所所管の新宿出張所（下水道局直営）において、他企業工事140件（平成28年12月末現在）のうち、立会業務を行ったのは2件のみという状況が認められた。</p> <p>しかしながら、他企業工事対応マニュアルでは、事前、事後等に立会いを行い、取付管については原則としてテレビカメラによる調査を行うなど、管路施設の状況を把握していることから、所の判断で立会業務を行っていないことは適正でない。</p> <p>所は、他企業工事の立会業務を適正に行われたい。</p>	<p>所は、平成29年3月9日に、他企業工事の立会業務を的確に実施するよう新宿出張所に通知し、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成29年度より東京都下水道サービス株式会社へ委託となった新宿出張所の立会業務が適切に行われていることを業務履歴検索システムなどにより確認している。</p> <p>施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、他企業工事の事前・事後立会いを的確に行うよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
106	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>他企業工事の立会いにおける経過等の記録は、業務履歴検索システムにより作成する申請台帳等によっている。</p> <p>出張所における他企業工事の立会いに関する業務の実施状況を見たところ、受付台帳に立会結果の記載のない事例など、受託者の履行及び所の確認が適切でない事例が、11出張所において延べ136件見受けられた。</p> <p>また、不良箇所、処理経過などについては、記載(入力)すべき事案の程度や範囲、補修の実施基準などが明確になっていないことから、出張所又は事案によって、記載(入力)状況に差があり、受付台帳及び申請台帳では不良箇所及びその処理経過が把握・確認できず、受託者に問い合わせないと正確な状況が把握できないという状況となっている。</p> <p>受託者は、他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行われたい。</p> <p>東部第一下水道事務所ほか3所は、他企業工事の立会いに関する業務の履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>会社は、申請台帳について、工期延長などの情報の入力漏れや誤入力を直ちに入力し、修正した。また、協議書と受付台帳について、立会結果の記入漏れや誤入力を直ちに記入し、修正した。</p> <p>所は、記入漏れや誤入力等が修正されたことを確認した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を各下水道事務所において毎月確認するとともに、確認状況を部へ提出するように再度周知徹底を図った。</p> <p>所は、平成29年4月27日までの課内会議において、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を毎月確認するとともに、確認状況を部へ提出するように再度周知徹底を図った。</p> <p>会社は、平成29年4月24日の平成29年度第1回事業所長会において、同年3月15日の定例監査を受けての全体会議、同年4月19日の本局発注案件説明会にて説明があった内容について再度説明を実施した。また、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を各事業所において毎月確認するように再度周知徹底を図った。【2-エ】</p>
107	下水道局	基準等を定めるべきもの	1-エ	2-エ	<p>受託者が行う業務のうち、他企業工事の立会いに関する業務については、その一部を、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約により対応することが認められている。</p> <p>しかしながら、別契約で対応する場合の基準及び手続が定められていないため、別契約で対応することの妥当性が確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>施設管理部は、他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合についての基準及び手続を定められたい。</p>	<p>部は、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約により対応する場合の基準については、①交通誘導員の配置が必要な場合、②資機材が不足した場合、③その他(緊急時等やむを得ない場合)と定めた。</p> <p>また、手続については、新たに様式を定め、出張所から下水道事務所に提出し、事前に所の承認を得ることとした。</p> <p>取扱いについては、平成29年8月2日に、同月15日以降より別契約で対応する場合から適用することを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【1-エ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
108	下水道局	目的に則した報告を求めるべきもの	1-エ	2-エ	<p>施設管理部では、夜間の他企業工事立会業務等について、「下水道事務所出張業務委託」及び「保守管理業務立会作業委託」契約を締結している。</p> <p>両契約では、問題箇所等が生じた場合に「詳細記録票」の提出を求めているが、管路施設の露出が確認された場合に「保守管理業務立会作業委託」契約では提出を求めているのに対し、「下水道事務所出張業務委託」契約では提出を求めていることが認められた。</p> <p>「詳細記録票」による報告は、他企業工事の相手方に署名をさせるものであり、他企業工事等による下水道施設の損傷事故等防止の実効性の効果が期待できることから、「下水道事務所出張業務委託」契約の夜間業務においても、「詳細記録票」による報告を求めるべきである。</p> <p>部は、他企業工事立会業務の目的に則した報告を求められたい。</p>	<p>部は、出張業務委託においても、これまでの当局施設が破損していた場合に加えて、施設が露出していた場合についても詳細記録票の提出を求めることとした。</p> <p>取扱いについては、平成29年7月25日に、同年8月1日以降の夜間業務から適用することを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【1-エ、2-エ】</p>
109	下水道局	積算について見直しを検討すべきもの	1-エ	2-イ	<p>施設管理部における「下水道事務所出張業務委託」及び「保守管理業務立会作業委託」契約の積算を見たところ、夜間業務については、両契約ではほぼ同様の業務内容であるにもかかわらず、適用単価が異なることが認められた。</p> <p>部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。</p>	<p>部は、保守管理業務立会作業委託の積算において、平成29年度案件より「技師(B)1名、技師(C)1名」を「技師(C)2名」に見直した。【1-エ、2-イ】</p>
110	下水道局	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>東部第一下水道事務所(墨田出張所及び江東出張所)における公共下水道一時使用に関する事務処理について見たところ、受託者が行う業務のうち、事前・事後のテレビカメラによる確認の実施については、報告に関する定めがないことなどから、報告がされていないことが認められた。</p> <p>事前・事後の確認は、局施設の損傷を受けた場合に相手方の負担により補償等をさせるなどのための根拠となることから、確実な実施を担保すべきであり、また、委託業務の履行確認としても、その実施を確認する必要があることから、受託者に報告させる必要がある。</p> <p>所及び施設管理部は、公共下水道一時使用に関して、事前・事後の確認業務の履行確認を行われたい。</p>	<p>部は、平成29年4月3日に事前・事後の履行確認日と損傷の有無を業務履歴検索システムの備考欄に入力し、確認していくことを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。</p> <p>所は、平成29年4月3日付けの通知を受け、業務履歴検索システムにより、事前・事後の履行確認日と損傷の有無を確認している。【1-エ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
111	下水道局	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	1-エ	2-イ	施設管理部は「公共下水道台帳図書類整備作業委託(単価契約)」を締結しているが、この契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。 ア 指示書について ①4月に作業を指示しているが、4月分の指示書がない ②11月分を除き、指示期限(完了期日)が設定されていない ③指示件数が概算数であり、また、指示事案が特定されておらず、指示事案が不明である イ 検査(確認)について ①作業出来高が指示書の数量と合致していない ②指示事案が特定されていないので、作業出来高内訳が確認できない状況である 部は、公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行われたい。	部は、完了期限、指示事案、指示内容及び件数が明確になるように指示書を改善した。【2-イ】 平成29年3月以降、改善した指示書の指示数量及び指示事案に基づき、照査点検確認表の作業出来高を確認し、適正な検査(確認)を行っている。【1-エ】
112	教育庁	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの	1-エ	2-エ	A高等学校では、防犯マニュアルにより、経営企画室において校内の防犯カメラのモニターを確認している。 しかしながら、防犯カメラのモニターは経営企画室には設置されておらず、用務室に設置されている。用務は委託により行っており、モニターの常時監視は委託業務の仕様に含まれていないほか、委託作業履行のため用務室が無人になることも多いため、教職員が防犯カメラのモニターを確認することができない状態となっており、適切でない。 都立学校教育部は、教職員がモニターを監視できるよう、教職員が常駐する場所にモニターを設置されたい。	学校は、校内でモニター設置場所について検討し、より長い時間監視できる職員室へモニターを移設した。【1-エ】 総務部は、平成29年9月29日に、防犯マニュアルと警備委託の内容にそごがないか確認し、そごがあれば連絡するよう学校宛てに通知した。【2-エ】
113	教育庁	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの	1-エ	-	総務部は、生徒等の生命及び身体への安全確保を図るため、「学校危機管理マニュアル」を高等学校等に配布し、各学校はこれに基づいて実態に即した防犯マニュアルを作成することとしている。 しかしながら、工芸高等学校については、監査日現在、防犯マニュアルを作成しておらず、適切でない。 学校は、防犯マニュアルを作成されたい。	平成29年7月に、「東京都立工芸高等学校危機管理計画」に「防犯編」を設け、防犯マニュアルとして定めるべき事項を具体的に記載した。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
114	教育庁	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの	2-エ	-	各高等学校は、各種証明書交付に際し、手数料を徴収し、領収書を交付するとともに領収書控えを保管している。 都立学校教育部は、各学校において領収書に連番を付して管理し、書き損じた領収書等は保管しておくことで、受領した現金を全て歳入したことを確認できる仕組みとしている。 しかしながら、東、三田両高等学校では、領収書を書き損じた際に、書き損じ分を保存せず未使用の領収書用紙に手書きで番号を記載したものに差し替えており、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっていない。 両学校は、各種証明書交付に係る領収書の取扱いを適正に行われたい。 部は、各種証明書交付に係る徴収事務について、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理を行うよう、各学校を適切に指導されたい。	都立学校教育部は、平成29年10月に、学校事務ガイドにより、各学校に対し、領収書を書き損じた場合の取扱いを周知した。 各学校では、これに基づき、校内で周知徹底を行った。【2-エ】
115	教育庁	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	2-ウ	1-ア	工芸高等学校では、授業料の徴収について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。 ア 都立学校教育部は、就学支援金の支給の対象とならない場合には、各高等学校が授業料の請求を行うこととしている。 しかしながら、就学支援金の支給対象とならなかったにもかかわらず、学校は平成29年度になるまで授業料を請求していない。 なお、生徒1名については、監査日現在も未納である。 イ 生徒の授業料が完納されていることが進級の条件の一つとなっており、未納がある場合はその情報を成績会議に提供した上で進級の是非を判断することになっている。 しかしながら、その情報を提供せずに成績会議を行って進級させており、他の生徒との公平性が担保されていない。 学校は、授業料に係る徴収事務を適正に行われたい。	授業料の請求を行わず監査日現在でも未納となっていた生徒1名については、平成29年5月16日に納入を確認した。【1-ア】 学校は、就学支援金の申請時に不備表を作成し、就学支援金書類不備者や未提出者を把握し、その後の進捗状況に応じて、授業料の請求を要する生徒を漏れなく把握することとした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
116	教育庁	生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの	1-エ	2-エ	<p>農芸高等学校は、教育課程において農場で農産物を生産するほか、加工食品を生産しており、これらを農場管理業務委託契約により販売している。</p> <p>また、学校は、「都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、毎年度初めに、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格等を考慮して生産品の価格を決定している。</p> <p>しかしながら、年度途中で栽培品が変更になるなどして、年度当初に価格を決定していない生産品を販売する場合には、同様の手続を経て生産品の価格を決定する必要があるが、学校はこれを行っておらず、適正でない。</p> <p>学校は、生産品の販売に当たり、価格を決定されたい。</p>	<p>学校は、平成29年度については、授業計画(販売計画)の変更に伴い生産品を把握し、販売価格調査を行って価格を決定した。【1-エ】</p> <p>学校は、平成29年9月13日に農業科の教員を対象に生産品処理取扱要綱に基づき校内研修を行った。【2-エ】</p>
117	教育庁	生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの	1-エ	2-エ	<p>農芸高等学校では、農場管理業務委託契約により、販売に加え、農産物等販売単位が袋・束・パックであるものは、農産物の重さや個数を決めて袋詰め等を行わせている。</p> <p>この契約を見たところ、</p> <p>①販売のために持ち込んだ農産物等の数量(重量・個数等)を記録していないこと</p> <p>②価格決定に当たって販売単位当たり内容物の数量を定めていないこと</p> <p>③持ち込んだ農産物をどのような販売単位に分けたかを記録していないこと</p> <p>から、持ち込んだ生産品の全てを販売したか確認できない状態となっており、適正でない。</p> <p>学校は、生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録されたい。</p>	<p>学校は、平成29年9月13日以降の販売に当たり、袋詰め等の状況について、記録簿に記録している。【1-エ】</p> <p>学校は、平成29年9月13日に農業科の教員を対象に生産品処理取扱要綱に基づき校内研修を行った。【2-エ】</p>
118	教育庁	生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの	1-エ	2-エ	<p>中野特別支援学校は、作業学習等で生産した物品を販売しており、「特別支援学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格、生産品の完成度等を考慮して、生産品の価格決定を行っている。</p> <p>しかしながら、学校は、要綱に基づく手続により販売価格を決定することなく販売している生産品があるほか、決定と異なる販売価格で販売しており、適正でない。</p> <p>学校は、生産品について適正に価格を決定し、販売されたい。</p>	<p>学校は、平成29年6月7日以降の生産品の販売品目及び価格の変更について、起案・決定の上、変更後の価格等に基づき販売した。【1-エ】</p> <p>学校は、販売品目や価格について担当教員間で情報共有を図り、変更が生じた場合は速やかに手続する必要がある旨の校内周知を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
119	教育庁	収納金の事務処理を適正に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>青島特別支援学校では、作業学習等で生産した物品の販売や喫茶サービスの有償提供を行っている。</p> <p>また、学校は、生産品の販売金額を管理するために、レジから出力されるレシート「売上日計表」に基づき、収納金日計表を作成し、現金有り高と突合している。</p> <p>しかしながら、学校は、数量、金額など確認後に売上日計表を廃棄している。</p> <p>売上日計表は、現金出納簿の現金の出入りの確認に必要な証拠書類であることから、学校は、売上日計表を保管し、収納金の事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>学校は、平成29年5月24日以降について、売上及び現金の確認後も収納金の証拠書類として添付している。【1-エ】</p> <p>学校では、領収書、レシート等の控えは生産品の売払いやサービスの有償提供等の収納金の確認書類であることを校内で周知した。【2-エ】</p>
120	教育庁	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの	1-エ	2-ウ	<p>千早高等学校は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)に基づき、少額支払案件に係る資金の前渡を受けており、10万円以内の現金を経営企画室で保管及び管理をしている。</p> <p>規則では、資金の前渡を受けた場合は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされているが、学校は、監査日現在、収支が発生しているにもかかわらず、平成29年4月及び同年5月分の現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>学校は、資金前渡に係る現金出納簿を作成されたい。</p>	<p>学校は、平成29年5月19日に、現金出納簿を作成した。【1-エ】</p> <p>現金出納簿に基づき、現金の出納の確認や月末の残高確認を複数で行うなど、現金の取扱いに係る基本的な事務を改善した。【2-ウ】</p>
121	教育庁	学校における完了確認を適切に行うようJKKを指導すべきもの	1-エ	-	<p>教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社(JKK)と「平成28年度都立学校施設維持管理業務委託」契約を特命により締結している。</p> <p>JKKが選定した修繕業者は、修繕が完了したときは、修繕等の概要を記載して学校の施設担当の確認印をもらった上で、「完了確認印簿」をJKKに提出することとなっている。</p> <p>各学校の完了確認印簿を確認したところ、修繕等の内容を全く記載しないまま、学校の施設担当が確認印を押し、その後、修繕業者が修繕等の内容を記載してJKKに提出している事例が、複数校において見受けられた。</p> <p>このことは、学校において、修繕内容等を確認しないまま、完了確認を行っていることとなり適切でない。</p> <p>部は、学校に完了確認をさせるとともに、完了確認印簿に具体的な内容を記載させるようJKKを指導されたい。</p>	<p>都立学校教育部は、平成29年7月3日に、JKK本社に、「完了確認印簿」に修繕内容を明確に記入した上で、学校からの確認印を受けることを修繕業者に徹底するよう指導を行った。これを受けて、JKKは工事店に完了確認印簿への修繕工事内容記載について周知を図った。【1-エ】</p>